

議案第二百二十三号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区長等の給料等に関する条例（昭和三十二年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百八十二・五」を「百分の百九十二・五」に改める。

第二条 港区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百九十二・五」を「百分の百九十五」に改める。

付 則

1 この条例中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一

日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の港区長等の給料等に関する条例の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(説明)

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の期末手当の支給月数の改定等をするため、本案を提出いたします。